

山形県内の鉄道沿線の活性化等に関する包括連携協定書

山形県（以下「甲」という。）及び東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、山形県内の鉄道沿線の活性化等を図り、相互の持続的な発展を目指すことを目的として、次のとおり包括的な連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に情報共有や意見交換に努め、関係施策等について緊密に連携し協力することで、山形県内の鉄道沿線の活性化等を図り、相互の持続的な発展を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。

- （1）地域資源の活用促進に関すること
- （2）公共交通利用の推進及び交通系 IC カードの利活用に関すること
- （3）防災・災害対策の連携に関すること
- （4）まちづくりの推進に関すること
- （5）その他、山形県の振興等に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、具体的な実施事項について、甲及び乙が合意の上、決定する。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は締結の日から10年間とし、甲及び乙の協議により合意したときは、改めて協定等を締結するものとする。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、協働により知り得た情報等について、事前に互いの承認を得ず、第三者に漏らしてはならない。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項は、その都度甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

以上、本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各々署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年10月24日

甲：山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙：宮城県仙台市青葉区五橋一丁目1番1号

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員東北本部長

三村 亮